

ボランティア登録 ボランティア活動保険 の手引き

令和7年度版

目次

趣旨・ボランティア登録手続き	1
ボランティア活動保険の手続き	5
要項・様式	10
ボランティア登録要項	11
団体登録申請書（様式第1号）	15
会員名簿	17
活動分野チェック表	18
団体モデル規約	20
個人登録申請書（様式第2号）	22
登録変更届（様式第3号）	24
窓口のご案内	26

社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会
つくばボランティアセンター

〒300-3257

つくば市筑穂 1-10-4（大穂庁舎 1 階）

Tel 029-879-5898 Fax 029-879-5501

Mail tvc@tsukuba-swc.or.jp

HP <http://tsukuba-vc.com/>

◆趣旨

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会では、一人でも多くの方々にボランティア活動に目を向けていただき、つくば市が住みやすいまちになるよう市民の皆様に向けてボランティア活動の普及啓発を行っております。市民をはじめ関係機関及び団体等からのボランティア協力要請への対応や、「ボランティアをしたい人」と「ボランティアを必要としている人や機関」を結ぶコーディネートなど、ボランティアの皆さまにとってより良い活動環境を創出するお手伝いをしていくためにも、つくばボランティアセンターにご登録ください。

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会では、責任ある支援組織として適切な登録制度の運用を心掛けてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◆ボランティア登録手続き

1 登録者への活動支援

ボランティア登録をいただくと、次のような活動支援を受けられます。

ボランティア登録者への主な支援内容

- ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険等に加入できます。
- ボランティア団体活動費の助成が受けられます。(条件あり)
- 助成金やボランティア募集などの各種情報を受けられます。
- ボランティアコーディネーターが活動上の悩みについての相談助言を行います。
- つくばボランティアセンターホームページやボランティアセンターNEWS 等にイベント PR やボランティア募集情報等を掲載できます。
- 他団体との交流会、研修会等に参加できます。
- 福祉機器や活動に必要な機材等を無料で借りられます。
- ボランティアセンターの設備が利用できます。
- つくば市地域交流センターの使用料減免要件となります。(※条件あり)

《つくば市ボランティア連絡協議会について》

つくば市社会福祉協議会では、設立当初からボランティアと協働で様々な事業を企画立案・実施してきた歴史があり、そうした経験から市内のボランティアを横断的に組織し、ボランティア同士のつながりや情報交換及び交流を図る「つくば市ボランティア連絡協議会」を組織しています。市内のボランティアの発展のため、情報交換会や研修会等を企画・実施していく会です。

つくばボランティアセンターにボランティア登録をすると、自動的に会員となる仕組みとなっています。会費はなく、特に義務が生じることもありません。つくば市ボランティア連絡協議会を通して活動の幅を拡げていただければ幸いです。

《地域交流センターの使用について》

つくば市の地域交流センターでは、本会に登録するボランティア団体に対し、活動内容により使用料を免除しています。使用料免除対象活動は下記の通りです。

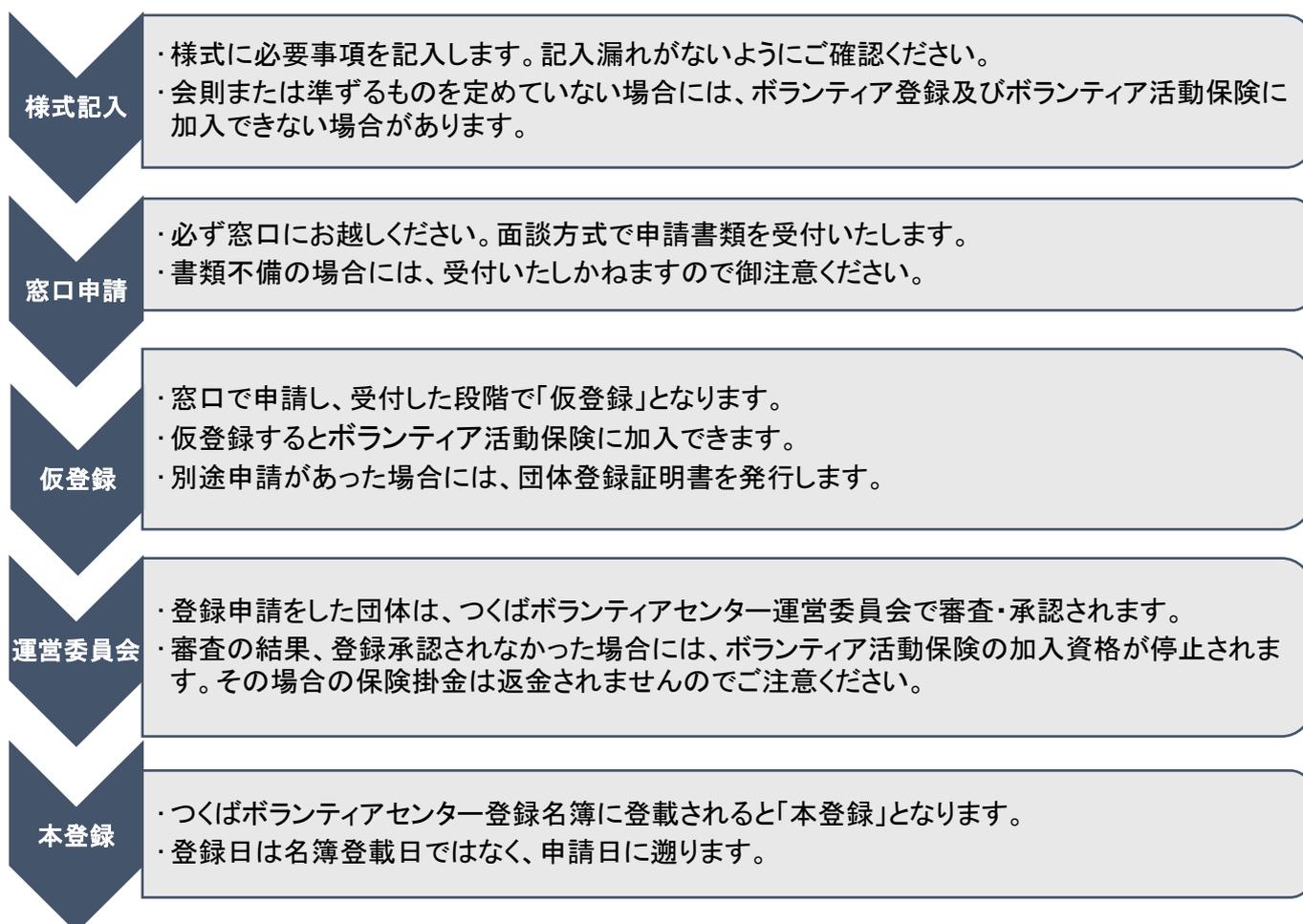
なお、予約申請時に本会ボランティアセンターが発行する「団体登録証明書」が必要となりますので、ご希望の団体はボランティア登録申請時にお申し付けください。

【免除対象活動】 市民を対象とした事業や活動（交流会、講演会、講座等）

【対象とならない活動】 総会、定例会、練習、勉強会等の団体内だけの活動

※ご不明点や詳細については、ご利用される地域交流センター又は市文化芸術課地域交流支援係（029-883-1111）へお問い合わせください。

2 登録の流れ



3 登録申請時に必要な書類 **①～⑤は、提出必須となります**

≪団体登録≫ **※団体登録申請書(様式1号)の変更があります。**

① 令和7年度 ボランティア・市民活動団体登録申請書(様式第1号)

前年度事業報告は、様式第1号中に記入欄がありますが、別紙や総会資料等のコピーを添付いただいてもかまいません。

② 会則またはそれに準ずるもの【今年度から変更になります】

登録する団体は、会則の提出が毎年必須になります。

会則の内容に変更がある場合は、その都度ご提出いただくこととなります。

③ 団体会員名簿(様式不問) **※市外住所の方の在学在勤がわかるようお知らせください**

様式は問いません。ボランティア保険加入の際には詳細情報(氏名、住所、電話番号、ボランティア保険加入の有無、在学在勤者)が必要です。なお、ボランティア保険に加入しない場合は、氏名及び市町村名の記載のみの名簿提出でもかまいません。

④ 活動分野チェック表

該当する活動にチェックをお願いします。最も力を入れている活動に◎を一つつけてください。

⑤ 会の活動内容が分かる書類

団体の活動を把握するため、総会の資料や事業報告(前年度の活動がない場合は、事業計画)、パンフレット、会報等を**必ずご提出**ください。

会則や事業計画等の書類の提出を求める意味

ボランティア登録申請時には各様式で会則や事業報告(事業計画等)の書類を求めています。ボランティア活動を目的として設立されている団体か、それとも他の目的で設立され「ボランティア活動も行う」団体なのかを会則をもって把握します。

また、団体がどのような活動をどのくらい行っているのかは事業報告や事業計画で把握します。

これは、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会が活動を把握していることを担保として、登録団体に対するつくば市等からの支援が付随するからです。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

≪個人登録≫

① 令和7年度 ボランティア個人登録申請書(様式第2号)

※ 窓口にお越しの際は、身分証明書(運転免許証、健康保険証等)をご持参ください。

4 登録手続き時の諸注意

(1) 面談による受付

ボランティア登録申請は、つくば市社会福祉協議会の各窓口で受付いたします。郵送、メールによる受付はいたしませんので、ご注意ください。

面談方式とすることでボランティア団体と本会とのつながりを深め、円滑な登録制度の運用を図ることができると考えています。ご理解とご協力をお願いいたします。

(2) 書類の整備

ボランティア登録申請時には、定められた様式に必要な事項を漏れのないようご記入いただき、ご提出くださいますようお願いいたします。

(3) 運営委員会による登録承認

登録要項第3条第3項の規定により、平成27年度からつくばボランティアセンター運営委員会による登録承認が行われています。

登録要項第3条第6項の各号のいずれかに該当するときは、登録を承認いたしかねますのでご注意ください。

また、登録が承認された後、登録要項第5条の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことがあります。

登録承認の時期について

登録日は名簿登載日ではなく、申請日に遡り適用することで、ボランティア活動保険の加入に差し障りのないようにしています。

(注意)

登録承認がされなかった場合には、ボランティア活動保険の加入後でも補償の対象になりません。ボランティア活動保険掛金は返戻されませんのでご注意ください。登録が取り消された場合も同様となります。

(4) 登録内容の変更

登録内容に変更が生じた場合には、速やかにボランティア登録変更届（様式第3号）にて届け出てください。

(注意)

登録変更がされなかった場合には、万一の活動中の事故に対する事故報告書とのズレが生じる可能性があり、最悪の場合、補償対象にならないことがあります。

◆ボランティア活動保険の手続き

ボランティア活動中のもしもの事故に備え、「ボランティア保険」への加入をお勧めしております。この保険は、日本国内におけるボランティア活動中の事故やケガを補償する内容となっており、全国で 200 万人が加入しています。令和 7 年度用ボランティア活動保険パンフレットを熟読のうえ、加入手続きを行ってください。

1 加入申込人（加入対象者）

社会福祉協議会及びその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体を言います。

登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO 法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。

2 対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次の①～③までのいずれかに該当する活動とします。

- ① グループの会則に則り企画、立案された活動であること。
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です)
- ② 社会福祉協議会に届け出た活動であること。
- ③ 社会福祉協議会に委嘱された活動であること。

3 対象とならないボランティア活動

◎自発的な意思による活動とは考え難いもの

(例) 学校管理下にある活動や免許、資格、単位取得等を目的としたボランティア活動 等

◎PTA、自治会、町内会、老人クラブ、子ども会などボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動

◎有償のボランティア活動（交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費弁償としての支給については無償とみなします。）

◎自宅で行う活動。ただし、日常生活と明確に区別でき、かつ活動計画書などによって活動予定や内容が事前に確認できる場合は対象になります。

◎企業等の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行うボランティア活動

◎保険上対象外となっているボランティア活動

4 補償期間

令和7年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時までの1年間

※中途加入の場合は、加入手続きの完了した日の翌日午前0時から令和8年3月31日午後12時までとなります。

加入手続きの完了した日とは？

加入申込を受け付けた社協が「加入申込書」の内容を確認した後、保険料を受領し、受付印を押印したときとなります。

ただし、大規模災害特例が適用された場合は、加入手続完了と同時に補償期間となります。

5 補償金額（保険金額）と保険料

		基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円（限度額）		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
地震・噴火・津波による死傷	×	○		
賠償の補償	賠償責任保険金（対人・対物共通）	5億円（限度額）		
年間保険料		350円	500円	

●基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◎補償期間（保険期間）の途中で加入される場合も上記の保険料となります。

◎中途脱退による保険料の返金はありません。

◎途中でボランティア（メンバー）の入替や加入プランの変更はできません。

◎ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

基本プランに加入される方へ

・基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

（例）ボランティア活動中に地震が発生し、棚の物が落ちてきて頭をけがしてしまった等

・災害ボランティアへ参加する可能性がある場合、天災・地震補償プランへの加入が活動条件となる場合がありますので、加入プランをよくご検討いただき、手続きをお願いします。

6 保険金をお支払いする主な場合

(1) ケガの補償

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により死傷した場合

◎活動場所と自宅(※)との往復途上の事故も補償の対象となります。

(※) 自宅：一戸建住宅の場合は敷地を出たところ、集合住宅の場合は玄関を出たところを指します。また、自宅以外の場所から出発する場合や自宅以外の場所に帰る場合には、その場所と活動場所との往復途上の事故も補償の対象となります。

※ボランティア活動以外の目的で行動した場合、または往復途上を外れた場合は、その時点でボランティア保険の補償は終了します。

◎ボランティア活動のための学習会または会議などを含みます。

◎ボランティア活動中に熱中症(日射病・熱射病)により身体に障害を被った場合も補償されます。

◎ボランティア活動中のボランティア自身の下記の**食中毒**も補償されます。

	例
①細菌性食中毒	サルモネラ菌、ブドウ球菌、O-157 など
②自然毒による食中毒	フグ、キノコ、青梅 など
③化学物質による食中毒	メタノール、青酸、鉛、有毒ガス など
④ウイルス性食中毒	ノロウイルス、ロタウイルス など

※②③は偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に限ります。

◎ボランティア活動中のボランティア自身の**特定感染症**も補償されます(入院・通院保険金等)。

補償される保険金の種類：

①葬祭費用(死亡の場合、300万円を限度に葬祭費用の実額)

②後遺障害保険金 ③入院保険金 ④通院保険金

※O-157による死亡の場合は、死亡保険金+葬祭費用が補償されます。

※特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、疱瘡(天然痘)南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1)、MERS
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)腸チフス、パラチフス

(注) 2023年11月現在の特定感染症を掲載しています。今後変更となる可能性があります。

※新型インフルエンザは補償されません。(感染症予防法で、「新型インフルエンザ等感染症」に分類)

(2) 賠償責任の補償

【対人賠償・対物賠償】

ボランティア活動中に発生した偶然な事故、または提供した財物やボランティア活動の結果に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合。

【保管物賠償】

ボランティア活動に伴って一時的に占有・使用・保管する第三者の財物を壊したり、紛失・盗難などの事故により法律上の損害賠償責任を負われた場合。

【人格権侵害賠償】

不当な身体の拘束による自由の侵害、または口頭・文書などにより人格権を侵害したことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合。

【例】・ボランティア活動中、お年寄りを抱きかかえたとき、手がすべりお年寄りにケガをさせてしまった。

- ・配食・給食ボランティア活動で提供した食事により食中毒を発生させてしまった。
- ・障害者のために車いすを点検・修理するボランティア活動で、車いすの組立ミスが原因で利用者にケガを負わせてしまった。
- ・家事援助ボランティア活動中、訪問宅の花びんを落とし、こわしてしまった。
- ・家事援助ボランティアで買い物に行く途中、預かった現金を盗まれてしまった。

◎活動場所と自宅（※）との往復途上の事故も補償の対象となります。

（※）自宅：一戸建住宅の場合は敷地を出たところ、集合住宅の場合は玄関を出たところを指します。また、自宅以外の場所から出発する場合や自宅以外の場所に帰る場合には、その場所と活動場所との往復途上の事故も補償の対象となります。

◎ボランティア活動のための学習会または会議などを含みます。

※自動車による事故は、ボランティア自身のケガのみが補償の対象となり、対人・対物事故などの損害賠償責任については補償の対象となりません。（自動車保険の対象となります。）

自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをいい、原動機付自転車・ブルドーザー・パワーショベル・ユンボ・フォークリフト・クレーン車などを含みます。

7 万一の事故対応

事故が発生した場合、ただちにつくばボランティアセンターにご連絡いただき、事故報告書をご提出ください。事故発生日から 30 日以内に事故報告いただけない場合、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

「ケガの補償」「賠償責任の補償」のどちらも受付社協であるつくば市社会福祉協議会つくばボランティアセンターを経由して手続きが行われます。遅滞のないよう処理するためにも、加入者による第一報が重要となりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

8 事故の増加

ボランティア活動の拡がりとともに、活動中の事故が増加しています。つくば市社会福祉協議会が受け付けた事故報告書の中には、活動に際し「注意喚起」が不足していると思われる事例も少なくありません。

楽しく元気にボランティア活動をするためにも、パンフレット記載の「事故防止・軽減のための10大ポイント」を良くお読みいただき、今一度、活動をセルフチェックする余裕が必要ですね。

「事故防止・軽減のための10大ポイント」

～ セルフチェックの参考にしましょう！ ～

- ① 体調が悪い時は決して無理をしないこと。
- ② 情報収集(事前の安全確認と日常点検)をしましょう。
- ③ 活動に適した服装を！
- ④ 自宅を出てから帰るまでが活動です。焦らず、気を抜かないこと。
- ⑤ 活動前には準備体操、柔軟体操を！
- ⑥ 責任者の説明にはしっかり耳を傾けること。
- ⑦ 疲れを感じたら遠慮せずに休憩を。随時水分補給をしましょう。
- ⑧ 過信禁物。今の自分にできることをあらかじめ把握しましょう。
- ⑨ 特に足元注意。(転倒の防止)
- ⑩ 周囲の方との協力、情報の共有を図りましょう。

【ボランティア保険に関するお問合せ先】

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4667 (平日 9:30~17:30) Fax 03-3581-4763

HP <https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/top.php> 「ふくしの保険」で検索



要項・様式

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会ボランティア登録要項

(目 的)

第1条 この基準は、ボランティア・市民活動を支援するために、つくばボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）において実施するボランティア団体及び個人ボランティアの登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の要件)

第2条 ボランティアセンターに登録しようとする団体及び個人は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) つくば市内を主な活動地域とし、自発的にボランティア活動や市民活動に取り組む団体または個人であること。
- (2) 公益性や社会性のあるボランティア活動や市民活動の取り組みを目的とし、政治活動や宗教活動、営利活動を目的としないこと。
- (3) 会員向けの互助活動のみを行う団体ではないこと。
- (4) 団体の登録については、3名以上で構成され、その過半数が市内在住または在勤、在学する者であること。また、その団体における代表者が団体の活動に関与していることを示すために会員名簿に代表者の氏名を記すこと。
- (5) 団体の組織運営が適正に行なわれており、団体活動内容を公表できること。
- (6) 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会（以下「本会」という。）並びにボランティアセンターの事業に連携や協力ができること。

2 前項の要件を満たさない団体であっても、活動目的及び内容により、つくばボランティアセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が特に認める場合には、登録の対象とすることができる。

3 特に、主たる活動が別表1に該当する団体においては、従たる活動について本条第1項に規定する要件を満たさなければならない。

(登録の手続き及び承認)

第3条 登録を希望する団体及び個人は、次の各号の書類を本会会長へ提出しなければならない。

(1) 団体登録の手続き

ア ボランティア・市民活動団体登録申請書（様式第1号）

イ 会則またはそれに準ずるもの

ウ 会員名簿

エ 会の活動内容がわかる書類

（総会資料、事業計画、事業報告、パンフレット、会報等）

(2) 個人登録の手続き

ア ボランティア登録申請書（様式第2号）

(3) 登録変更手続き

ア ボランティア登録変更届（様式第3号）

2 団体登録手続き（1）イについては、更新登録の場合、その内容に変更がある場合のみ提出するものとする。

3 ボランティアセンターは、前項の規定による登録申請を受け、その内容を審査し適当と認めたときは、運営委員会の承認を得て、ボランティアセンター登録団体名簿並びに個人ボランティア登録者名簿に登載する（以下「登録者」という。）。但し、前年度登録者にあつてはこの限りでない。

4 登録者は、ボランティアセンターが組織する「つくば市ボランティア連絡協議会」の会員として活動する。

5 ボランティアセンターは、前項の規定により名簿登載された団体及び個人に対し、登録承認した旨を通知する。

6 ボランティアセンターは、申請を行った団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を承認しないことができる。

(1) 公益を害し、または秩序を乱す恐れがあると認められたとき。

(2) ボランティアセンターの運営に支障があると認められたとき。

(3) 第2条の要件に適合しないとき。

(4) 活動の内容が不相当と認められたとき。

7 ボランティアセンターは、登録申請に疑義が生じたときは、運営委員会に意見を求めることができる。

(登録期間)

第4条 毎年度4月1日を登録基準日（以下「基準日」という。）とし、基準日から翌年3月31日までを登録期間とする。ただし、基準日後に登録者となった場合には、申請日に遡り登録開始日とし、翌年3月31日までを登録期間とする。

(登録の取り消し)

第5条 次の各号に該当する場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条に定める要件に反したとき。
- (2) 登録した団体及び個人から、登録を取り消す旨の申し出があったとき。
- (3) 登録した団体及び個人の存在が確認できないとき。
- (4) ボランティアセンターの名誉を毀損し、またはその趣旨に反した活動があったとき。
- (5) その他、この要項の趣旨に照らし、運営委員会が登録を不適切であると認めるとき。

(登録者への支援内容)

第6条 登録した団体及び個人に対しては、次の支援を行う。

- (1) ボランティア活動及び市民活動に関する情報提供
- (2) ボランティア活動及び市民活動に関する相談及び助言
- (3) ボランティア活動及び市民活動に関する広報
- (4) ボランティアセンターが有する機材、書籍、ビデオ、DVD等の貸出
- (5) ボランティア活動を行う個人や団体との交流の場の提供
- (6) ボランティア活動を行う個人や団体が使用する設備等の提供
- (7) その他、ボランティア活動に必要な支援

(個人情報の取扱い)

第7条 登録に関して知り得た個人情報については、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会個人情報保護規程（平成17年3月17日施行）に基づき適切に管理及び取り扱うものとする。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第3項関係）

ボランティア登録できない活動

活動内容	
1	<p>自発的な意思による活動とは考え難いもの</p> <p>(1) 学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動</p> <p>(2) 道路交通法違反者による行政処分としてのボランティア活動</p> <p>(3) 免許、資格、単位取得を目的としたボランティア活動等</p>
2	<p>P T A、自治会、町内会、老人クラブなどボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動</p> <p>(1) 自治会などの総会、懇親会、レクリエーション活動など</p>
3	<p>有償のボランティア活動（交通費、昼食代、活動のための原材料費等の実費の支給については無償とみなす）</p> <p>(1) 報酬が時給・日給・月給などで支払われる場合</p> <p>(2) 活動実績に応じて付与されるポイントが換金可能な場合など</p>
4	<p>自宅で行う活動</p> <p>※ ただし、日常生活と明確に区別でき、かつ活動計画書などによって活動予定や内容が事前に確認できる場合は除く。</p>
5	<p>身体的危険が容易に考えられる活動</p> <p>(1) 海難救助または山岳救助ボランティア活動</p> <p>(2) 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動</p> <p>(3) 野焼き・山焼きを行うまたはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動等</p> <p>(4) スポーツ活動などにおいて、試合や練習に競技者として参加する活動（ただし、スポーツを教える活動や福祉目的でスポーツを見せる活動などの場合は除く。）</p>

※ 社会福祉法人全国社会福祉協議会「ボランティア活動保険」パンフレット一部引用

受付印

登録 受付	確認者	受付者

令和7年度 ボランティア・市民活動団体登録申請書 【団体】

社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会 会長

登録申請日 年 月 日

団体名	フリガナ		情報公開	個人情報を除く団体情報の公開について <input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない
団体HP (URL)				
前年度登録	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	結成年月日	年	月 日
代表者	氏名	フリガナ	電話 (FAX)	
	住所	〒	携帯電話	
	mail			
問合・連絡先 (担当者) <small>※代表者と異なる場合のみ記入</small>	氏名	フリガナ	電話 (FAX)	
	住所	〒	携帯電話	
	mail			
センターからの情報案内方法 <small>(総会・情報交換会・フェスタ案内等)</small>	<input type="checkbox"/> 代表者(または担当者)にメール希望		※内容によって、郵送での案内有	
	→代表者や担当者以外へのメール送信については、メールアドレスをご記入ください。			
	【メールアドレス: _____】 (氏名: _____)			
	<input type="checkbox"/> 代表者(または担当者)に郵送希望			
会員数	名 (市内在住在勤在学者 名)			
ボランティア保険	<input type="checkbox"/> 加入する(ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険・送迎サービス補償・福祉サービス総合補償) <input type="checkbox"/> 加入しない (登録のみ)			
登録証明書の発行	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	※証明書の提示により使用料が免除されている場合は、施設名を記入 【施設名】		
公的機関との連携	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	※公的機関と連携し活動を行っている場合は、連携機関名を記入 【公的機関名】		
助成金の活用	※現在、助成金を活用していますか <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	【助成金名】	【金額】	
個人情報の取扱い	登録に際して記載された個人情報を、つくばボランティアセンター(つくば市社会福祉協議会)並びにつくば市の事業以外には使用いたしません			
	登録に際して届け出た個人情報を、つくばボランティアセンター(つくば市社会福祉協議会)並びにつくば市が実施する事業に共有することを承諾します		代表者氏名	

会 員 名 簿

団体名

No.	氏名	住所	電話	V保険	在勤・在学	※年齢層	備考（他所属等）
1						代	
2						代	
3						代	
4						代	
5						代	
6						代	
7						代	
8						代	
9						代	
10						代	
11						代	
12						代	
13						代	
14						代	
15						代	
16						代	
17						代	
18						代	
19						代	
20						代	
21						代	
22						代	
23						代	
24						代	
25						代	
26						代	
27						代	
28						代	
29						代	
30						代	

- ※ 複数のグループに所属している方がいる場合は、保険の重複加入がないよう確認をお願い
- ※ 市外在住者で、つくば市に在学・在勤をされている方をお知らせください。（V保険同様、欄に○を付ける）
- ※ 年齢層は保険加入者の年齢層構成の分析を行うためご協力願います。※必須ではありません

活動分野チェック表

団体名 _____

表1

■福祉分野

※ 活動内容にあてはまる項目にチェックを入れてください。また、最も力を入れている活動に◎を一つ付けてください。

大分類	中分類	主な内容	チェック
高齢者 福祉	1 家事援助	食事作り、掃除、清掃、買い物等	
	2 身の回りの介助	入浴、食事、トイレ、洗髪、散髪、爪切り	
	3 外出介助	通院介助、ガイドヘルプ、車椅子介助、代理外出、移送サービス	
	4 食事サービス（会食、給食、配食）	会食、給食、配食	
	5 入浴サービス	移動入浴、施設の利用	
	6 相談・話し相手	ふれあい電話	
	7 訪問活動	友愛訪問、見守りネットワーク活動	
	8 交流活動	ふれあいサロン、ミニデイサービス	
	9 住居維持	住居の改善・修繕、電気・水周りの点検	
	10 制作活動	介護用品、日常生活用品の制作	
	11 趣味活動の指導	生け花、芸能、手芸	
	12 上演・演奏活動	演劇、芸能、音楽	
	13 スポーツ・レクリエーションの指導		
	14 その他		
障害児(者) 福祉	15 手話	手話通訳、要約筆記	
	16 朗読	朗読、録音サービス	
	17 点訳	点字点訳サービス	
	18 家事援助	食事作り、掃除、清掃、買い物等	
	19 身の回りの介助	入浴、食事、トイレ、洗髪、散髪、爪切り	
	20 外出介助	通院介助、ガイドヘルプ、車椅子介助、代理外出、移送サービス	
	21 食事サービス	会食、給食、配食	
	22 入浴サービス	移動入浴、施設の利用	
	23 相談・話し相手	ふれあい電話	
	24 訪問活動	友愛訪問、見守りネットワーク活動	
	25 交流活動	ふれあいサロン、ミニデイサービス	
	26 住居維持	住居の改善・修繕、電気・水周りの点検	
	27 制作活動	おもちゃ、介護用品、日常生活用品の制作	
	28 趣味活動の指導	生け花、芸能、手芸	
	29 上演・演奏活動	演劇、芸能、音楽	
	30 スポーツ・レクリエーションの指導		
	31 その他		
子ども 青少年 福祉	32 子どもの健全育成	遊び場設置、子ども文庫、子ども劇場	
	33 子ども・青少年をめぐる問題解決の支援	不登校、虐待防止活動	
	34 乳幼児の世話	保育サービス	
	35 制作活動	おもちゃ、遊具の制作	
	36 趣味活動の指導	生け花、芸能、手芸	
	37 上演・演奏活動	演劇、芸能、音楽	
	38 スポーツ・レクリエーションの指導		
	39 その他		

活動分野チェック表

団体名 _____

表2

■福祉分野以外

※ 活動内容にあてはまる項目にチェックを入れてください。また、最も力を入れている活動に◎を一つつけてください。

※ このチェック表は、茨城県社会福祉協議会で毎年調査している「市町村社協ボランティア関係調査」で使用します。

	大分類	中分類	主な内容	チェック
1	文化伝承活動	伝承・保存・指導	伝承遊び、伝統芸能、文化行事・民芸	
2		案内・説明	美術館、博物館、史跡、動物園、観光地	
3		その他		
4	環境	美化	地域清掃、美化運動	
5		環境保全	公園、緑地、自然環境の保全	
6		自然保護	動物愛護、個体調査	
7		リサイクル活動		
8		その他		
9	国際	交流	留学生への宿舎提供、在日外国人への援助、ホームステイ、文化交流	
10		協力	地雷除去、物資・資金援助、現地での保険・医療・農業指導、施設建設・運営	
11		その他		
12	地域	交通安全・防犯	交通安全・指導、防犯活動、見回り	
13		防災・災害援助	危険個所の点検活動、災害時における救援・救助活動	
14		地域活性化	町並み景観保存、街おこし、村おこし	
15		一般を対象としたスポーツ・レクリエーションの指導		
16		その他		
17	人権	人権	人権擁護、児童虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）	
18		男女共同参画社会の形成の促進	女性の地位向上、女性の権利獲得	
19		更生保護	BBS活動、更生保護婦人会	
20		その他		
21	保健・医療	ドナー活動への協力	献血、骨髄バンク	
22		病院内活動	入院患者や来院者に対するサービス	
23		その他		
24	その他	収集	使用済み切手、書き損じハガキ、ベルマーク	
25		募金・寄付活動への協力	共同募金、歳末助け合い募金	
26		その他		

記入例

「つくば移動教室ボランティア」規約

団体名

(名称)

第1条 団体の名称は（ **つくば移動教室ボランティア** ）（以下「本団体」という）と称する。

(連絡先)

第2条 本団体の連絡先は（ **つくば市筑穂1234** ）とする。

事務所又は代表者住所等

(目的)

第3条 本団体の活動は（ **ボランティアセンターで行っている移動教室の支援を行い、市民の福祉活動やボランティア活動のきっかけづくりを支援する** ）ことを目的とする。

(事業)

第4条 本団体は目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) **移動教室の進行及び進行の補助**
- (2) **使用機材の整備**

(組織)

第5条 本団体の会員は、本団体の基本理念および目的に賛同して入会した個人および団体とする。

(役員)

第6条 この会に代表 **1**名、副代表 **1**名、会計 **1**名を置く。

代表は必ずつけてください

- 2 代表者は、この会を代表し会務を総理する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 会計は、この会の会計を処理する。

(経費)

第7条 本団体の活動経費は、（ **会費・助成金・その他** ）をもって充てる。

会費を徴収しない場合は空欄のままで結構です

(会費)

第8条 会員は会費を納入しなければならない。会費は年会費（ **一人1,000** ）円とする。

(細則)

第9条 この規約のほか本団体の細則は会員の話し合いによって決定する。

付則

1 本会則は、（ **平成18年 4月 1日** ）より施行する。

会費の施行日

「 」規約

(名 称)

第1条 団体の名称は () (以下「本団体」という) と称する。

(連絡先)

第2条 本団体の連絡先は () とする。

(目 的)

第3条 本団体の活動は () ことを目的とする。

(事 業)

第4条 本団体は目的を達成するために次の活動を行う。

(1)

(2)

(組 織)

第5条 本団体の会員は、本団体の基本理念および目的に賛同して入会した個人および団体とする。

(役 員)

第6条 この会に代表 名、副代表 名、会計 名を置く。

2 代表者は、この会を代表し会務を総理する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時は、その職務を代理する。

4 会計は、この会の会計を処理する。

(経 費)

第7条 本団体の活動経費は、() をもって充てる。

(会 費)

第8条 会員は会費を納入しなければならない。会費は年度会費 () 円とする。

(細 則)

第9条 この規約のほか本団体の細則は会員の話し合いによって決定する。

付 則

1 本会則は、(年 月 日) より施行する。

(様式第2号)

登録 No. _____

登録受付印

	確認者	受付者	本人確認
登録承認			<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他()

令和7年度 ボランティア個人登録申請書【個人】

社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会 会長 様

登録申請日 年 月 日

登 録 者	前年度登録	つくばボランティアセンターへの登録 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
	氏 名	フリガナ		
	生年月日	年 月 日	年齢 歳	
	住 所	フリガナ		
		〒		
	T E L	(自宅) (携帯)	F A X	
	メ ー ル			
※Vセンターからの情報案内方法： <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 郵 送				
職 業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> その他()			
活 動 状 況	現在の活動	<input type="checkbox"/> あり (所属団体：) (活動内容：) (活動場所：) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 予定している活動()		
	新しい活動	<input type="checkbox"/> 新しい活動を希望する (定期的な活動・不定期な活動・どちらでも) → 裏面 をご記入ください <input type="checkbox"/> 現在の活動のみを希望する		
ボランティア活動保険	<input type="checkbox"/> 加入する <input type="checkbox"/> 他団体で加入する (団体名：) <input type="checkbox"/> 加入しない (登録のみ)			
情 報 提 供	つくばボランティアセンターからのお知らせ (ボランティアセンターNEWS、ボランティア連絡協議会情報、ボランティア募集・イベント情報等) の提供 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※ 提供方法 (郵送・メール等) は、内容に応じてつくばボランティアセンターで選択いたします。			
個人情報の取り扱い	登録に際して記載された個人情報、つくばボランティアセンター (つくば市社会福祉協議会) 並びにつくば市の事業以外には使用いたしません。			
	登録に際して届け出た個人情報を、つくばボランティアセンター (つくば市社会福祉協議会) 並びにつくば市が実施する事業に共有することを承諾します。	氏 名		

(様式第3号)

ボランティア登録変更届

年 月 日

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会 会長 様

団体名 _____
代表者名 _____
住所 _____
連絡先 _____

下記のとおりボランティア登録の変更を届け出ます。

- 会員の追加
- 代表者
- 代表者住所・連絡先等
- 問合せ連絡先
- 活動内容
- 団体名
- 会則
- その他

変更前	
変更後	

※変更内容の分かる書類を添付してください。(例：会員追加の場合は名簿)

つくば市社会福祉協議会:窓口のご案内



本部 / つくばボランティアセンター
(大穂庁舎 1 階)
〒300-3257 つくば市筑穂 1-10-4
☎ 029-879-5898

中央支所
(老人福祉センターとよさと内)
〒300-2633 つくば市遠東 639
☎ 029-847-0231

南支所
(荃崎老人福祉センター敷地内)
〒300-1273 つくば市下岩崎 2068
☎ 029-876-4552

窓口開設時間
8:30~17:15
(土日・祝日、年末年始を除く)

